

## 板橋第一中学校PTA規約

### 第一章 名称

第1条 この会は東京都板橋区立板橋第一中学校PTAといい、その事務所を同校内に置く。

### 第二章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかり、併せて会員の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

### 第三章 方針

第3条 この会は教育を本旨とする自主独立の任意の民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. いかなる宗派、政党、営利企業も支持しない。
2. 他の支配干渉を受けない。
3. 学校の人事および教育の管理に干渉しない。

### 第四章 会員

第4条 この会の会員になることのできる者は、生徒の保護者および学校の教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

### 第五章 役員・委員

第5条 この会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名（保護者）
2. 副会長 2名以上（保護者1名以上 教職員1名）
3. 書 記 2名以上（保護者1名以上 教職員1名）
4. 会 計 2名以上（保護者1名以上 教職員1名）

第6条 この会に会計監査を2名を置く。（ただし役員1年以上経験者に限る）

第7条 役員および会計監査の職務は次の通りである。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
3. 書記はこの会の記録と文書事務を担当する。
4. 会計はこの会の経理一切を担当する。
5. 会計監査はこの会の経理を監査し、総会に報告する。

第8条 役員および会計監査の任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。

第9条 役員および会計監査の選出は次の通りとする。

1. 役員の選出は選考委員会が会員の中から候補者を推薦する。推薦の場合は本人の内諾を受けるものとする。
2. 会計監査の選出は選考委員会がこの会の中から候補者を推薦する。会員から選出が難しい場合は役員経験1年以上の卒業生保護者で会長が推薦する者も可とする。
3. 推薦された役員および会計監査候補者は総会において承認を経て決定する。
4. 選考の範囲は、新7年も含む。

第10条 委員の選出は次の通りとする。

1. 学年委員は保護者の互選により、学級毎に1名以上および学校職員とする。
2. 選考委員は保護者の互選により、学級毎に1名以上および学校職員とする。
3. 各種委員会の委員長、副委員長は所属各種委員会の互選による委員長1名（保護者1名）、副委員長2名（保護者1名、教職員1名）とする。

第11条 この会に顧問を置くことができる。顧問は在校生徒のいない歴代PTA会長経験者で、総会の承認を経て決定する。

第12条 学校長はすべての集会に出席し、協議に意見を述べることができる。

### 第六章 総会

第13条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 総会は全会員をもって構成され、PTAの最高議決機関である。
2. 定期総会は年度のはじめとおわりに開く。
3. 臨時総会は運営委員会の決議によるほか、会員の5分の1以上の要求により開かねばならない。

4. 総会の定足数は会員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議事は出席者の過半数（委任状を含む）で可決する。

第14条 総会は次の事項について協議する。（一部については、臨時総会で協議することもできる。）

1. 前年度の活動報告
2. 新年度の活動計画
3. 前年度の決算報告
4. 新年度の予算審議
5. 新役員の承認
6. その他総会の決議を要する事項

## 第七章 会議

第15条 運営委員会は役員、学年委員会および選考委員会の正副委員長をもって構成し、次の事項を行う。

1. 総会で審議する事項、その他重要事項の審議
2. 各種委員会で企画された活動計画等の審議
3. 各学年および各種委員会の活動の連絡調整と促進
4. その他、この会の目的を達成するために必要な事項の処理

第16条 全体委員会はPTA役員と各種委員会の委員をもって構成し、総会に次ぐ決議機関である。会長の招集により随時開き、重要事項を審議する。

第17条 各種委員会は会長の承認を経て、委員長の招集により各委員会毎に開催し、各委員会の活動を立案実施する。

第18条 会議の決定は出席者の過半数を必要とする。

## 第八章 活動

第19条 この会に次の委員会を置き、次の活動を行う。

1. 学年委員会は、学級・学年における教育活動を推進するために協力する。
2. 必要に応じて、役員会の決定で特別委員会を置くことができる。
3. 選考委員会は、次年度役員の選出を行う。

## 第九章 組織雑則

第20条 総会、全体委員会、運営委員会、その他すべての委員会は、書面またはオンライン回線を通じた方法、その他方法等により実施することができる。

## 第十章 会計

第21条 この会の経費およびその他の収入をもって支弁する。

第22条

1. この会の会費は、年2,400円とする。
2. 会費は世帯毎とする。
3. 転入生は転入月が、4月～7月は全額、8月～12月は2/3額、1月～3月は1/3額を納めるものとする。
4. 転出生は転出月が、4月～7月は2/3額、8月～12月は1/3額を返金し、1月～3月は返金しないものとする。ただし本会に在籍中に申請があった場合に限る。

第23条 この会の会計年度は、4月1日をもって始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第十一章 付則

第24条 本規約の改廃は総会において決議するものとする。

第25条 本規約は昭和53年2月2日より実施する。

## 第十二章 個人情報の取り扱い

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「板橋第一中学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。